

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地は、昭和 57 年の上越新幹線の整備をきっかけにまちづくりが大きく進展し、これまでに、高崎駅の改良、大規模商業施設やマンションの建設、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地の整備改善事業が数多く実施されてきました。

この結果、特に高崎駅西口地区では、都市基盤の整備や拠点街区の形成が概ね完了し、高崎市の顔にふさわしい高質な街並みが形成されています。

一方、高崎駅東口地区や高崎駅の南側の地区においても、平成 26 年の関越自動車道高崎玉村スマート IC の開設を契機に開発動向が加速し、高崎芸術劇場、高崎アリーナといった都市集客施設が整備されるなど、まちの姿を大きく変貌させてきました。

【市街地の整備改善の必要性】

高崎駅は、本県の玄関口にとどまらず、首都圏と上越・北陸方面をつなぐ結節点として位置づけられており、このような地域ポテンシャルを背景に、本市は、『関東と信越を「つなぐ都市」から「中心都市」「創造都市」へ』と、新たな都市発展を目指しています。

そのような展望の中で、現在、高崎駅東口エリアでは、高崎芸術劇場、高崎アリーナに加えて、高崎駅東口栄町地区並びに高崎駅東口第九地区の市街地再開発事業が進められており、多様な都市機能の一層の集積が見込まれています。さらに、現在群馬県も G メッセ群馬の整備が完了し、今後は、広域圏から人を呼び込む「中心都市」「創造都市」の一大集客拠点ゾーンが形成されることが期待されます。

以上の背景から、現在進められている市街地の整備改善に係る各種事業は、目標 1 に掲げた「来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成」に貢献し、本市の新たな都市発展を牽引する重要な役割を果たすことが期待されることから、引き続き、事業の推進を図っていきます。

【フォローアップの考え方】

事業所管課や中心市街地活性化協議会などと連携して、事業の進捗状況や事業効果等について検証し、必要に応じて改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 宮元町第二地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 土地利用の共同化を図り、共同住宅、商業テナント、駐車場等の整備</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和9年度</p>	宮元町第二地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、商業テナント、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和3年度～令和6年度</p>	
<p>【事業名】 連雀町地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 土地利用の共同化を図り、共同住宅、公益施設、駐車場等の整備</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和9年度</p>	連雀町地区優良建築物等整備事業施行者	<p>共同住宅、公益施設、駐車場等を整備することにより、居住人口の増加や商業拠点施設機能の再構築を図る。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>【実施時期】 令和5年度～令和6年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎駅東口栄町地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 店舗、オフィスなどで構成する複合施設を整備</p> <p>【実施時期】 平成 22 年度～令和 10 年度</p>	再開発組合	<p>高崎駅東口に店舗、オフィスなどの都市機能を備えた再開発ビルを整備することにより、隣接する高崎芸術劇場と一体で、中心市街地の新たな賑わい拠点を形成する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等（高崎駅東口栄町地区））</p> <p>【実施時期】 令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 再開発と一体となったまちづくり検討業務</p> <p>【内容】 高崎駅東口栄町地区の再開発ビルの市権利床を活用して、子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備</p> <p>【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度</p>	高崎市	<p>高崎駅東口に建設する再開発ビルに子ども図書館やキッズスペース、ギャラリー等を整備することにより、中心市街地における多世代の市民の来訪や交流を促進する。</p> <p>この事業は、“来訪者で賑わう集客拠点ゾーンの形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業（高崎駅周辺地区）</p> <p>【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度</p>	
<p>【事業名】 高松かわまち展望レストハウス整備事業</p> <p>【内容】 高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスの整備</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～令和 7 年度</p>	高崎市	<p>高崎産農産物を紹介・即売・飲食できるスペースを備えた展望レストハウスを整備することにより、まちなか回遊性の向上・来訪者の増加を促進する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要である。</p>	<p>【支援措置】 都市構造再編集中支援事業</p> <p>【実施時期】 令和 5 年度～令和 6 年度</p>	

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業</p> <p>【内容】 共同住宅、駐車場等の整備と、高崎駅東口と当該地区を接続するペDESTリアンデッキの整備</p> <p>【実施時期】 平成 27 年度～令和 2 年度</p>	<p>高崎駅東口第九地区市街地再開発事業施行者</p>	<p>当該地区に土地の高度利用を促進するため、共同住宅、駐車場、ペDESTリアンデッキ等を整備し、高崎駅東口周辺の居住人口の増加と駐車場不足の解消、歩行者の回遊性向上に対応することにより、中心市街地の活性化に寄与する。</p> <p>この事業は、“快適・便利なまちなか居住が享受できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		
<p>【事業名】 市道 A-583 号線 道路改築事業</p> <p>【内容】 小中学校の通学路の歩道の段差の解消</p> <p>【実施時期】 平成 30 年度～令和 5 年度</p>	<p>高崎市</p>	<p>中心市街地の小中学校の通学路に指定されている路線において、歩道の段差を解消することにより、小中学校の児童・生徒や居住者、来訪者が安全に回遊できる中心市街地の形成に寄与する。</p> <p>この事業は、“市民や来訪者が楽しく回遊できる中心市街地の形成”の実現に必要なものである。</p>		